

岩手県告示第 424 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり開始する。

平成 20 年 5 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共下水道の名称 西和賀町特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区域 終末処理場 和賀郡西和賀町湯之沢 31 地割 82 番地
- 3 工事の内容 終末処理場設備の増設
- 4 工事の開始の日 平成 20 年 5 月 27 日